

大玉村産ブランド米パッケージデザイン業務 仕様書

1. 業務の名称

大玉村産ブランド米パッケージデザイン業務

2. 業務の目的

大玉村の基幹産業である農業において、主品目として位置付けている水稻（米）の魅力を向上させ、村産業の活性化に資することを目的とする。

民間企業の創意工夫に優れたデザイン企画力をもって、大玉村産米のイメージを牽引する「高い基準での栽培方法及びの食味値を定めたフラッグシップ米」（以下、「ブランド米」とする。）の発表・販売を通じた総合的なデザインプランニングを行い、大玉村産米の商品価値及び大玉村の知名度向上につなげる。

3. 関係法令及び条例の遵守

業務にあたっては、大玉村財務規則の定めるもののほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

4. 経費

委託金額は、1, 237, 500円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5. 委託期間

契約した日の翌日から令和8年1月30日までとする。

※米袋等の納期限については「10. 成果品」にて定める別途定める。

6. 委託の場所

大玉村及び事業を実施する箇所等

7. 守秘義務

受注者は、本業務で取り扱った情報等を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 業務内容

(1) パッケージデザインについて

ア デザインについては、契約の締結後に大玉村及び大玉村産米ブランド化推進委員会（以下「委員会」という。）と協議のうえ調整し作成するものとする。

イ デザイン内容は大玉村の自然や歴史背景と親和性の高い独自性かつ創意工夫に優れたものとし、文字情報や配色は最小限に留めるものとする。

(2) 米袋及び販売促進用のシールの作成

ア ブランド米の発表会及び販売会等で使用することを想定した、当該デザインを印刷した米袋を、定められた期限（10．成果品を参照）までに納品すること。

イ ブランド米の名称やロゴを印刷した販売促進用のシールをサイズ違いで概ね3種類、計1,000以上作成する。

(3) 上記（1）、（2）において、大玉村、委員会及び大玉村産米ブランド化PR事業受託者との情報共有を図り、協議のうえすすめること。

9. 実施体制

受託者は、本事業実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、大玉村及び委員会との連絡調整窓口となること。報告を求められた場合や是正などの対応を求められた場合及び申し入れ事項があった場合については速やかに対応すること。また、必要に応じて業務分担ごとに責任者を置くなど、円滑な業務運営に努めること。

10. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 作成したパッケージデザインで印刷された米袋及び販促用シール

ア 印刷数量は以下表のとおりとする。※最低印刷枚数がある場合は都度協議する

種類	仕様	枚数	納期限
クラフト紙製 5kg 用	窓付き、紐付き	300	令和7年 10月3日
〃 2kg 用	窓付き、紐付き	300	
フィルム製 1kg 用	窓付き	500	
〃 300g 用	窓付き、真空密封対応	1000	
贈答用（袋以外の梱包も含む）	贈答用に喜ばれる荷姿について委託者と協議のうえ考案する	300	
販促用シール	サイズ別で概ね3種類	1000以上	

イ 裏面は農産物検査、品位検査の内容を記載できるようにする。フィルム製については検査内容を記載したシールが貼付できるよう、一般的な米袋の仕様を踏襲すること。

(2) 指定のデザインデータ

ア 電子データ（ai形式、PNG及びJPG形式）

イ 作成したデザイン及び納品数が確認できる報告書（紙ベース、PDF形式）

11. その他

業務の過程において疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

12. 暴力団等の排除

- (1) 受注者が、この契約の履行期間中に大玉村暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 16 日施行以下「排除条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。
- (2) 受注者は、排除条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当し、本村から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請若しくは受託をさせた者が、排除条例第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約下請若しくは受注させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。